

平成24年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年3月6日（火曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第33号 平成24年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第34号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第35号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第36号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第37号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 6 議案第38号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
建設課長	照井智則君	会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君
農業委員会 会長	渡邊調君	農業委員会 事務局長	渋谷新一君
教育委員長	佐藤孝君	教育長	後松順之助君
教育次長兼 教育総務課長	須田喬君	教育施設課長	梅山正之君
生涯学習課長	小林宏和君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第33号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第33号 平成24年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 平成24年度美郷町一般会計予算の説明を求めます。初めに、企画財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（高橋 薫君） おはようございます。それでは初めに、平成24年度一般会計予算の概要について述べさせていただきます。

平成24年度予算は、後期基本計画のまちづくり戦略プロジェクトを中心とし、総合的な施策展開に全力を傾注した予算としてございますが、財政の健全化とプライマリーバランスを考慮し、後年度負担の軽減にも配慮してございます。一般会計の予算規模は112億9,472万9,000円で、前年度と比較して1.4%の増としております。

歳入についてですが、町税などの自主財源が20.7%、地方交付税や町債などの依存財源が79.3%となっております。

続いて、主な歳入についてご説明いたします。

まず町税ですが、税制改正、固定資産の評価替えの影響を見込むなど、総合的に勘案した結果、前年度当初予算と比較して1%の増としております。地方交付税については、国の地方財政計画によれば0.5%の増額となっておりますが、学校数減等の美郷町の個別事情から勘案し、普通交付税で前年度確定額の1.0%減と推計しているところです。当初予算としては、不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう一定の留保に配慮し計上しております。

国・県支出金については、収入の確実なものを見込んでおりますが、防災行政無線整備事業の終了による社会資本整備総合交付金の減や統合中学校校舎整備事業終了による学校施設整備、国庫負担金の減などにより、9.4%の減となっております。

繰入金については、財政調整基金からの繰り入れを最小限にとどめるとともに、振興基金から取り崩し可能な額を繰り入れし、後年度のさまざまな財政需要に備え、対応額について公共施設整備基金へ積み立ていたします。

町債については、起債対象事業の増減に左右されますが、公債費負担適正化計画を踏まえ、後年度負担に配慮するとともに、交付税算入される有利な起債を活用することで計上しております。

次に、歳出の主な性質別の増減についてご説明申し上げます。

町の歳出のうち、硬直性の極めて強い経費である人件費、扶助費、公債費を合計した義務的経費ですが、歳出全体に占める割合は42.6%で、前年度と比較し1.9%の減少となっております。このうち人件費については、議員共済会自治体給付費負担金の減額により、前年度比0.4%、775万円ほど減であります。扶助費については、子ども手当制度の改正見込みなどにより500万円ほどの減となり、0.6%の減少となっております。

公債費については、地方債元利償還金等の減少により9,100万円ほど減額となっており、また、今年度も財政の健全化と公債費負担の軽減を図るために繰上償還を行います。

次に、普通建設事業費と災害復旧事業費を合計した投資的経費であります。13億9,600万円で、前年度比2.9%の増額となっております。これは、統合中学校整備事業や防災まちづくり事業は終了しましたが、今年度より統合小学校整備事業や認定こども園整備事業に着手することによるものです。

以上、概要を説明いたしました。

次に、第2表、第3表、第4表の継続費、債務負担行為、地方債についてご説明いたします。11ページをごらんください。

第2表継続費でございます。

10款4項の認定こども園建築事業であるわくわく園について、平成24年度と25年度の2カ年継続費とするものであります。総額は7億9,275万7,000円であります。

次のページ、第3表債務負担行為でございます。

道の駅雁の里農業振興施設管理費と手づくり工房湧子ちゃん管理費、あったか山直売所管理

費、トレーニングセンターみさと管理費ですが、それぞれの施設の指定管理者が選定されたことにより、次年度以降の管理費について債務負担の期間と限度額を設定するものです。

次の美郷町中小企業振興資金融資制度と美郷町小口零細企業振興資金融資制度の利子補給につきましては、平成24年度貸し付け予定分の利子について、平成26年度まで利子補給するため、次年度以降の債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。

農業経営基盤強化資金利子助成補助金につきましては、平成24年度貸し付け予定分の利子について平成43年度まで利子補給するため、次年度以降の債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。

次のページ、第4表地方債をごらんください。

それぞれの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものです。合併特例債、過疎対策事業債、臨時財政対策債で合計10億4,530万円を限度額としております。詳細につきましては歳入の欄でご説明いたします。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） それでは、歳入について税務課長から順次説明を求めます。

○税務課長（小原隆昇君） 17ページをお開きください。

歳入につきまして、1款町税からご説明をさせていただきます。

1項町民税につきましては、農業所得の回復が予想されるものの、給与所得については景況感から前年をやや下回るものと予想されます。しかし、年少扶養控除等の廃止のような増加要因により、個人分におきまして前年度より5,704万円、12%余りの増額となりました。法人分につきましては、前年度を下回るものと予想され、128万3,000円の減となっております。

固定資産税につきましては、宅地の下落傾向が続いており、前年度に引き続き評価額が下がること、3年ごとの評価替えの年度であることから、前年度より4,623万7,000円の減となりました。国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、町内にある国有地及び県有地について貸し付けている箇所、国有林に係る固定資産税相当額の交付金でございます。

軽自動車税につきましては、買い替え需要が一巡し、登録台数が減少することが予想され、減額としてございます。

18ページをお開きいただきます。

町たばこ税につきましては、一昨年10月の値上げの影響が薄れつつあり、税額につきまして前年度当初を上回るものと見込んでおります。

入湯税につきましては、前年度実績をもとに積算をいたしました但、年ごとに減少する傾向となつてございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 2款地方譲与税から、19ページの8款地方特例交付金についてですが、これまでの交付実績、制度に基づいて計上したものでございます。

次に、20ページの9款地方交付税ですが、国の地方財政計画において総額が0.5%増額となっていること、普通交付税が平成23年度において、平成22年度より1億4,600万円ほどの増額となったことから積算し、普通交付税と特別交付税合わせて1億2,200万円、対前年度比2.3%の増額計上をしております。

10款の交通安全対策特別交付金については、実績を考慮し計上しております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きますで、11款1項1目1節高齢者福祉費負担金は、養護老人ホームにおきます入所措置者が所得に応じた自己負担を計上するものでございます。17人分を計上してございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 同じく2節保育料負担金ですが、458人分の保育料金です。広域入所費負担金は他市から入所希望している5人分の負担金です。

2目教育費負担金の1節と2節の小学校及び中学校負担金ですが、いずれも学校災害共済制度を運営する日本スポーツ振興センターへの保護者負担金です。昨年と同額で、掛金945円のうち、児童生徒1人当たり500円の保護者負担です。

○総務課長（小原正彦君） 12款1項1目1節、六郷東根コミュニティセンターの使用料ですが、前年実績により計上しております。

2節行政財産の目的外使用料の自動販売機設置料は、庁舎、公民館、体育館、公園など町有施設への自動販売機の設置料、自動現金支払機設置料は、本庁舎及び南行政センターのATM設置料、施設使用料は、行政センター屋上へのアンテナ設置、観光看板設置、旧自転車競技場管理棟の使用料などを計上しております。

土地使用料は、町有施設への東北電力及びN T T等の電柱421本の設置料を計上しております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 2目1節高齢者福祉使用料は、いきいき館を使用した場合の使用料及び中央ふれあい館の浴場使用料を実績に基づきまして計上しております。

2節もとだて児童館使用料につきましては、児童館事業以外での利用した場合の使用料を昨年実績を踏まえて計上しているものであります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3目1節の環境衛生使用料ですが、斎場の使用料を前年度実績を

考慮し計上しております。

○生涯学習課長（小林宏和君） 4目のふれあいセンター使用料は、利用実績に基づき計上しております。

○建設課長（照井智則君） 同じくあったか山グラウンドゴルフ場の使用料につきましては、前年度実績に基づき計上してございます。

○副町長（佐々木敬治君） 5目商工使用料、1節観光使用料ですが、いずれも22年度実績及び23年度実績見込みによる計上でありますが、23年度に比べまして大幅な減額の要因は、指定管理者への移行によりまして、雁の里健康センター使用料及び多目的集会施設使用料相当分の減額であります。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、6目土木使用料1節住宅使用料ですが、公営住宅189戸分の使用料で、前年度実績に基づき計上してございます。また、滞納繰り越し分につきましては、滞納繰越額の14%を見込み計上してございます。

2節道路使用料は、東北電力、N T Tの電柱占用料が主なもので、前年度実績に基づき計上しております。

3節公園使用料ですが、カントリーパーク施設使用料は前年度実績に基づき、また公園使用料は存置計上としてございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 続いて、7目教育使用料1節幼稚園使用料ですが、24年度入園希望の児童159人分の幼稚園料です。

○生涯学習課長（小林宏和君） 22ページをお願いします。

2節社会教育施設それぞれの使用料、入館料を実績計上してございます。

3節社会体育施設でございますが、これも使用料を実績計上してございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 2項1目1節の戸籍手数料ですが、戸籍関係の手数を前年度実績を考慮し計上しております。

○税務課長（小原隆昇君） 2節事務手数料、3節督促手数料につきましては、前年度と同額としてございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 2目1節の生活環境手数料は、墓地公園の管理手数料120件分と、犬登録関係の手数を前年度を考慮し計上しております。

同じく2節の清掃手数料ですが、廃棄物処理業者許可証交付手数料とごみ処理手数料として、有料ごみ袋売り払い及び粗大ごみ収集券売払手数料を前年度の実績を考慮し計上しております。

○副町長（佐々木敬治君） 同じく3目1節商工手数料は、いずれも存置項目であります。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、23ページをごらんください。

13款1項1目1節社会福祉費負担金は、国保の一般分に係ります低所得者を多く抱える保険者を支援する国負担金でありまして、負担率2分の1分を計上しております。

2節障害者福祉費負担金は、障害者自立支援法に基づきます給付費の国負担金でありまして、負担率2分の1分を計上しております。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 同じく3節児童措置費負担金ですが、私立保育所に要する園運営の国負担金である17人分の保育所運営費負担金です。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 4節子ども手当負担金は、支給対象を中学生までとする手当の国負担分であります。24年6月からは所得制限が導入され、年齢区分等により手当額が変わるなどのものを考慮した上での計上をしております。

5節医療給付費負担金は、老人保健医療費国庫負担金であり、過年度の精算を受け入れるための存置項目であります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 2項1目1節の総務費補助金は、消防防災施設等整備費補助金ですが、これは防火水槽2カ所設置の補助金で、2分の1の補助率でございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、2目1節地域生活支援事業費補助金は、訪問入浴や日中一時支援等、市町村が行う事業に対する国補助金でありまして、補助率は2分の1であります。

障害程度区分認定等事務費補助金は、障害程度区分認定に要する事務費、委員報酬、認定調査委託に要する費用に対する国補助金でありまして、補助率は2分の1であります。

障害者虐待防止対策支援事業費補助金は、24年10月より施行される障害者虐待防止法に基づき、市町村に設置が求められる事業に対する国補助金でありまして、補助率は2分の1であります。

続きまして、2節子育て支援交付金であります。これは保育園における一時保育、乳児訪問事業、子供の食育、要保護児童対策協議会の実施に要する国からの交付金であり、事業量や取り組み内容に応じて設定されるポイントに基づき評価され交付額が決まるものであります。

○建設課長（照井智則君） 3目1節環境衛生費補助金は、合併浄化槽の設置に対する補助金で、補助率3分の1、5人槽20基、7人槽50基分を計上してございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、24ページをごらんください。

2節がん検診推進事業費補助金につきましては、23年度まで女性特有がん検診事業費補助金として実施していたものであります。23年度の年度途中より、これらに大腸がん検診が加わったことに伴いまして名称が変更され、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診に要する検診費用としての受診料、そしてクーポン券の印刷代等の事務費に対する補助金を計上してございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 続きまして、4目農林水産業費国庫補助金1節林業費補助金であります。前年度まで美しい森林づくり基盤整備事業交付金にかわる新しい事業であります、森林整備化加速化林業再生事業補助金と名称を変更し、100分の65の補助率でございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく5目1節道路新設改良費補助金は、24年度施工予定の社会資本整備総合交付金事業14路線と、橋梁補修3橋、除雪ドーザと除雪ロータリー車各1台の導入に対する交付金で、補助率65%で計上してございます。

2節住宅管理費補助金は、社会資本整備総合交付金として塚Ⅱの住宅への公的賃貸家賃低廉化事業への定額助成が400万円、一般住宅の耐震診断5戸、耐震改修1戸分として、42万5,000円を補助率2分の1で計上してございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 6目教育費国庫補助金1節小学校補助金ですが、要保護児童生徒に対する就学援助制度補助金を存置で計上しております。

公立学校施設整備費補助金は、仙南中学校を小学校仕様に変えるための大規模改修に対する補助率3分の1の補助金でございます。

2節中学校費補助金ですが、小学校同様の就学援助に対する存置予算でございます。

3節幼稚園補助金の就園奨励費補助金は、非課税世帯等に幼稚園の授業料を減免する場合の国の就園奨励金で、額の3分の1以内を補助するものでございます。

公立幼稚園整備費補助金は、認定こども園、六郷幼稚園・保育園建築整備費の幼稚園分の基準面積に対する額の補助率3分の1の補助金でございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 4節は本堂城跡等の発掘調査に対する国2分の1の補助金であります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3項1目1節の総務管理費ですが、自衛隊募集等に係る事務委託金でございます。

同じく2節の戸籍住民基本台帳費委託金ですが、外国人登録事務に対する委託金で、7月から外国人の住民基本台帳化が行われることから、前年度より減額し計上しております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、2目1節特別児童扶養手当事務費委託金は、心身に

障がい有する児童を養育されている父母等に支給されます特別児童扶養手当の申請事務に要する費用を計上してございます。対象者は48人と見込んでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく2節の国民年金事務委託金ですが、国民年金の異動関係、受給、免除等基礎年金事務に係る委託金で、前年度実績を考慮し計上しております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、25ページをごらんください。

3目1節環境保健サーベイランス調査事業委託金は、国からの調査委託事業として大気汚染による呼吸器症状等の健康調査を行うものであります。対象者は3歳児と6歳児であります。

続きまして、14款1項1目1節のうち上二つにつきましては、国保一般分に係ります税軽減分や低所得者に対する支援分、そして三つ目は、後期高齢者医療に係る税軽減に対する県補助金であります。

2節は障害者自立支援法に基づく給付費の県負担金で、負担率は4分の1であります。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 3節児童措置費負担金ですが、23ページで児童措置費負担金で説明しました私立保育所に要する運営費の県の負担金17人分であります。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 4節子ども手当負担金は、子ども手当負担金の県負担金分であります。

5節は、老人保健医療費県費負担金に係ります過年度分の精算を受け入れるための存置項目であります。

○総務課長（小原正彦君） 2項1目1節少子化対策包括交付金は、子育て支援などの少子化対策に対する交付金で、23年度は障害児保育支援事業に充当しており、10分の10の交付率となっております。今年度までの交付金でございます。

生活バス路線維持費補助金は、23年度は千屋線の補助対象外となりましたが、これまで同様、3路線に対する生活バス路線運行に対する県の補助金で、22年度の実績により計上してございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、2目1節地域生活支援事業費補助金は県負担金でありまして、補助率は4分の1であります。

障害者自立支援臨時対策事業費補助金は、新体系へ移行する事業者に対する激変緩和措置として行う県補助金であります。

2節老人クラブ助成費補助金は、単位クラブや老人クラブ連合会に対する活動を助成するための県補助金であります。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 26ページをお開きください。

同じく3節児童福祉費補助金ですが、すこやか子育て支援事業費は、県が実施している子供の保育所等の入所に伴う経済的負担を軽減するための補助金です。放課後児童健全育成事業費は、放課後児童クラブの運営費に対する補助金です。保育所整備等特別対策事業費は、幼保一体教育を推進するための各種研修会への負担金への補助金です。保育対策等促進事業費は、保育中の体調不良児への緊急対応をできるようにするための治療費の補助金です。看護師の賃金の3分の1を補助していただいております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、4節福祉医療費補助金であります。これは小学生までの医療費の自己負担分に対します補助であり、従前の未就学児に加えまして、24年8月からは県制度の拡充に伴い、小学生までを対象とするものであります。

5節は民生児童委員協議会への事業費や事務費に対する県補助金であります。

3目1節保健衛生総務費補助金は、妊婦健診、20歳から39歳までの子宮がん検診、昨年からは開始されました県単独の胃がん検診、子宮頸がん等の予防接種費用、自殺対策事業等に対する県補助金を計上してございます。

○建設課長（照井智則君） 2節浄化槽設置整備事業費補助金は、合併浄化槽の設置に対する補助金で、補助率3分の1、5人槽を20基、7人槽を50基分を計上しております。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく植樹・育樹ふれあい支援事業費補助金ではありますが、七滝「水の森」植樹事業に伴います水と緑の森づくり税を財源とするものでございます。上限額100万円を歳入予定としております。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく森林・林業普及啓発支援事業費補助金は、水の里シンポジウム開催に伴う補助金でございます。

○副町長（佐々木敬治君） 同じく4目1節緊急雇用事業費補助金は、補助率10分の10で秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金でありまして、詳細の内容につきましては、歳出でご説明いたします。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 同じく5目1節農業委員会費補助金ですが、農業委員会交付金は22年度実績額と同額を計上しております。

農地制度実施円滑化事業費補助金ですが、22年度の事業実績により計上いたしました。補助率は100%でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 次に、2節農業振興費補助金、農業者戸別所得補償制度推進交付金

であります。これは町の地域農業再生協議会で行う戸別所得補償事務の国からの交付金であります。次の地域調整活動支援事業費補助金、同じく再生協議会への県の補助金であります。

それから、農林漁業振興臨時対策基金事業費補助金であります。農業夢プラン実現事業、経営拡大支援事業、えだまめ日本一産地条件整備事業等々の県の補助金であります。

次に、新規参入者等受入体制モデル事業補助金であります。これは新規事業でありまして、農作業体験の受け入れに対する県の補助事業でございます。

中山間地域等直接支払交付金であります。これはあらしな地区、上坂地区、元本堂地区の中山間地域に支払いされる交付金であります。中山間地域等直接支払推進事業費補助金であります。これは事務費の補助金であります。

環境保全型農業直接支払交付金であります。水稻減農薬、減化学肥料とセットで環境保全効果の高い営農に取り組む農家がカバークロープ等の作付をした場合、10アール当たり8,000円交付されますが、その4分の1の県の補助金であります。

続きまして、湛水管理支援対策事業費補助金であります。カドミウム汚染米0.4ppm以上を県で買入れしておりますが、これを防ぐためには出穂期前後の湛水管理が重要であるということから、現地調査のための補助金であります。

次に、農地集積協力金であります。国では、食と農林漁業の再生のための基本方針と行動計画が昨年10月決定し、新規就農増加と規模拡大の加速を戦略の1番目としております。農地の集積に当たっては、地域農業マスタープランを作成し、2年間で地域マスタープランを作成することとなりますが、農地集積協力金として、0.5ヘクタール以下30万円、0.5ヘクタールから2.0ヘクタール以下50万円、2.5ヘクタールを超える農家の方が利用した場合70万円を交付するというような制度であります。

それから、地域農業マスタープラン作成事業費補助金であります。ただいま申し上げました国の制度、新しい制度により、24年度と25年度の2カ年で全地域に地域農業マスタープランを作成するように指示がありました。それに係る作成事業費補助金であります。

次に、農業経営基盤強化資金等利子補給費補助金であります。これはスーパーL資金の助成0.16%、54名を予定してございます。

次に、秋田県営農維持緊急支援資金利子補給費補助金であります。22年豪雪による農業施設の崩壊等による融資130万円の利子助成であります。

次に、青年就農給付金であります。国の制度に基づいて新規に就農した場合、青年就農給付金

を給付する制度が新しくできました。45歳以下で就農した場合、5年間にわたり1年間150万円を支給するという内容であります。24年度13名の見込みをいたしております。

次に、担い手育成農地集積事業費補助金であります。上深井地区利子償還金の利子助成であります。

次に、農地・水保全管理支払推進交付金がありますが、新しく農地・水保全管理推進交付金の事務費交付金であります。

○**税務課長（小原隆昇君）** 4節国土調査費補助金ですが、補助対象額の4分の3を計上してございます。

○**農政課長（深澤克太郎君）** 次に、5節林業費補助金がありますが、松くい虫防除対策事業費補助金です。国2分の1、県4分の1の補助率であります。

秋田県未利用広葉樹資源活用事業交付金であります。これは23年度から始まりましたナラ枯れの防除・予防に対する交付金で、100分の100の補助率であります。

森林整備地域活動支援事業交付金であります。これは国2分の1、県4分の1の補助率であります。

なお、5目農林水産業費県補助金、前年度比較4,868万2,000円の増となっておりますが、これは国の新しい制度、地域マスタープラン作成事務費、青年就農給付金、農地集積協力金等の増によるものであります。

○**建設課長（照井智則君）** 続きまして、6目1節河川総務費補助金は、河川愛護団体の河川の環境整備活動に対する補助金で、1名当たり300円、8団体が対象で2,300人分で計上してございます。

2節住宅費補助金は、一般住宅の耐震改修事業への定額補助で、耐震診断5戸、耐震改修1戸分を計上しております。

○**教育次長兼教育総務課長（須田 喬君）** 7目教育費県補助金1節教育総務費補助金ですが、地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業として、子どもの見守り体制整備事業としてスクールガードリーダーを配置する事業で、美郷町でも町内の方を推薦し事業を展開しておりますが、その補助金であります。

○**生涯学習課長（小林宏和君）** 2節社会教育費補助金であります。上の欄ですが、本堂城址等の発掘調査に対する県の補助金で10%となっております。下段は、みさぼーとを介した学校支援事業に対する補助金で、3分の2となっております。

○総務課長（小原正彦君） 3項1目1節県広報紙類配布委託金ですが、こちらは県政だより及び県議会だよりの配布に対する委託金です。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく人権啓発活動地方委託金は、人権の花運動に係る委託金で、町内6小学校で取り組むものがございます。

○税務課長（小原隆昇君） 2節税務総務費委託金ですが、県民税の徴収取り扱いに係る交付金で、1件当たり3,000円、8,770件を計上してございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく3節は人口流動関係の調査交付金で、基準交付でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 4節でございますけれども、五つの基幹統計調査の実施に対する委託金でございます。

○総務課長（小原正彦君） 5節は25年3月告示予定の秋田県知事選挙の委託金、24年度の執行分でございます。

次のページをお願いいたします。

次の6節2目、3目、4目、5目、6目の2節、7目の2節、8目につきましては、県からの権限移譲による交付金でございます。美郷町全体では、平成23年度までに82件の権限移譲となっており、24年度は1件の移譲を予定してございます。24年度の移譲率は90.7%となっております。権限移譲推進交付金の総額は305万6,000円となっております。

○建設課長（照井智則君） 同じ今の款項目の中で、6目1節冬期除雪作業委託金は、仙南地域の県道3路線の除雪作業の委託金で、前年度実績に基づき計上してございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 7目1節埋蔵文化財発掘調査委託金であります。湯殿屋敷谷地中遺跡の発掘調査に対する委託でございまして、90%の委託金でございます。

○総務課長（小原正彦君） 15款1項1目1節でございますが、土地貸付料は千畑工業団地の昭和産業、トクヤマを初め、26件の貸付料を計上しております。24年度は千畑交流センターのJAへの貸し付けなど新たに計上してございます。建物貸付料は仙南診療所、千畑クリニックなど3件分の貸付料を計上しております。

○企画財政課長（高橋 薫君） 同じく1節ですが、82局、83局局内のIRU契約による光ファイバー芯線等貸付収入であります。

2目利子及び配当金ですが、基金それぞれの利子を計上しており、配当金については存置で計上してございます。

○総務課長（小原正彦君） 2項1目1節不動産売払収入ですが、土地売払収入につきましては、遊休町有地の売り払いを今年度も引き続き実施してまいります。今年度は昨年まで公売で売れなかった土地9件を初め、新たに4件の売り払いを予定しておりますが、境界等の確認ができた遊休地についても順次売り払いを進めてまいります。建物につきましては存置でございます。立木売払収入は仏沢地内町有林の保育間伐5ヘクタールの売り払い収入を計上してございます。

○建設課長（照井智則君） 2目1節物品売払収入は、コンクリート二次製品の売払収入を前年度実績に基づき計上してございます。

○副町長（佐々木敬治君） 同じく3目1節生産物売払収入は、ラベンダーまつりのラベンダーの摘み取り料であり、23年度実績により計上しております。

16款1項1目1節一般寄付金は、一般寄付金については存置、ラベンダー育成協力金につきましては、23年度実績により計上しております。

○企画財政課長（高橋 薫君） 2目指定寄付金ですが、ふるさと美郷応援寄付金として20万円を予定し計上しております。

次のページ、17款1項基金繰入金ですが、1目財政調整基金繰入金は歳入予算の不足分を取り崩してございます。

2目振興基金繰入金は、合併特例債の償還が終わった額の範囲内で、地域振興や地域住民の一体感を醸成するためのソフト事業に充当するために取り崩しております。

3目百目木地区処分場基金繰入金は、百目木地区処分場の閉鎖に係る経費の今年度歳出相当分を計上しております。

4目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金は、昨年、ふるさと美郷応援寄付として受けました分を計上しております。

5目地域雇用創出推進基金繰入金は、雇用創出に関連する経費の歳出相当分を計上しております。

18款繰越金ですが、前年度同額で計上してございます。

○税務課長（小原隆昇君） 19款1項1目延滞金2目加算金3目過料につきましては、前年度と同額を計上してございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 2項1目町預金利子ですが、実績を考慮し計上しております。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 3項1目1節奨学資金貸付金元利収入ですが、これは奨学資金貸付金の償還金で、償還対象者は185人です。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きます、2目1節は高齢者住宅整備資金貸付金の元利収入でありまして、元金及び利子については8件分を、滞納繰越分については10件分を計上してございます。

3目1節は障害者住宅整備資金貸付金の元利収入であり、元金及び利子につきましては2件分を計上してございます。

○副町長（佐々木敬治君） 同じく4目1節中小企業振興資金貸付金元利収入は、同資金貸し付けに係る元利収入であります。失礼いたしました。元金収入でございます。

同じく5目1節地域総合整備資金貸付金は、同資金貸し付けに係る元収入であります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 4項1目1節交通災害共済事務取扱受託収入は、前年度実績で計上してございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きます、2目1節民生費受託事業収入は、介護保険の保険者であります広域市町村圏組合から転倒予防教室の開催などの1次予防事業や2次予防事業等に係るものであり、委託された事業に要する費用を計上してございます。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 同じく32ページの3目1節ですが、農林水産産業費受託事業費収入ですが、昨年と同額を計上しております。

○税務課長（小原隆昇君） 1目弁償金、2目違約金及び延納利息につきましては、存置項目としてございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 3目給食事業収入1節給食費ですが、学校給食費受入金は、児童生徒1,521人、教職員209人、合わせて1,730人分です。保育園職員等給食代は116人分、幼稚園職員等給食代は18人分、一時保育分給食費は3園合わせた額となっております。

4目1節の過年度収入は、国庫支出金過年度収入、県支出金過年度収入ともに存置です。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きます、5目1節雑入であります、特に金額の大きなものについてご説明申し上げます。

まずは、福祉保健課関係でございますが、下から3行目及び4行目の後期高齢者関連の補助金であります。これは後期高齢者広域連合からの人間ドックやはりきゅうマッサージ費用に対する助成や、基本健診事業に対する補助であります。

次に、33ページをごらんください。

上段、総合健診料につきましては、早朝総合健診における自己負担分を、その下の介護予防サービス計画作成費収入は、介護予防プラン作成費用として国保連から支払われるものであり、約

1,300件を計上しております。

その下、生きがい活動支援通所事業負担金につきましては、生きがいデイサービスの利用者からの自己負担分を計上してございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 33ページ、下から九つ目の放課後児童健全育成事業保護者負担金ですが、月3,000円の104人分の保護者の負担金です。

○企画財政課長（高橋 薫君） 続きまして、20款町債でございます。

1目農林水産業債ですが、圃場整備3地区の整備事業に対する起債でございます。

2目商工債ですが、町のサイン計画に基づく看板設置事業に対する起債でございます。

3目土木債ですが、町道新設改良と、橋梁長寿命化事業に対する起債でございます。

4目消防債ですが、防火水槽整備事業と、大曲仙北広域市町村圏組合への消防負担金で、消防車両導入と消防救急無線デジタル化に係る経費に対する起債でございます。

5目教育債ですが、学校再編に係る統合小学校整備事業、北ふれあい館整備事業、学友館、野球場改修事業、わくわく園整備事業、中央南体育館耐震診断事業に対する起債でございます。

6目臨時財政対策債ですが、国の交付税の不足の穴埋めとして発行される起債でありまして、4億円を見込んでおります。

歳入は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 以上、一般会計予算の歳入の説明が終わりました。

次に、歳出について総務課長より順次説明を求めます。

○総務課長（小原正彦君） 初めに、歳出の各款項目の2節、3節、4節の職員の人件費等について、一括して説明をさせていただきます。一般会計では、特別職として町長、副町長、一般職としては教育長を含め235名分の給料、職員手当、共済費を計上しております。2節の給料は8億8,488万2,000円、3節の職員手当等は6億7,060万8,000円、4節共済費は2億9,626万7,000円で、職員給の合計が18億5,175万7,000円となります。一般会計、特別会計の合計は、職員240名で職員給の総額が18億8,592万8,000円となります。

各款項目それぞれの説明については省略をさせていただきます。なお、一般会計につきましては105ページから109ページに、特別会計は各会計の最後の方に給与明細表を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、歳出について順次説明をしてまいります。

1款1項1目議会費でございますが、こちらは議員報酬、議会事務局職員の人件費及び議会等

の運営が主なものでございます。なお、昨年度との比較で1,712万9,000円の減額となっておりますが、これは4節共済費の議員共済会自治体給付費負担金の負担率が、昨年度100分の88.5が今年度100分の57.65になったことによるものでございます。

36ページをお願いします。

2目の議会広報費は、議会報の発行に係る経費が主なものでございます。

2款1項1目の一般管理費は、通常業務遂行に要する経費及び役場庁舎などの管理経費のほか、効率的な行政運営のための人材育成と、職員意識改革のための目標管理制度等研修委託料、職員の資質向上のための職員能力向上等の研修経費としての9節普通旅費、19節職員研修行政視察等負担金、それから、法務研修と公文書策定、接遇などの研修を実施すべく、13節職員研修委託料などを計上してございます。

昨年度と大きく違っている点でございしますが、12節通信運搬費で郵便料金の実績による増と、昨年度新たに導入した衛星電話などによる電話料金の増、318万円の増となっております。

14節AEDの借上料、12節電算補助委託料のうち、給与システム保守委託料75万6,000円と、人事給与システム借上料は新たに追加となっております。

また、19節では、秋田県市町村職員互助会が昨年破産申請をしたことにより、1,065万1,000円の減となっているほか、目標管理制度の定着による13節目標管理制度等研修事業費委託料が69万3,000円の減となっております。

次に、2目の行政推進費でございます。こちらは、地域コミュニティーの推進として、行政区活動の円滑な運営のための1節行政協力員報酬、19節の行政区活動支援交付金のほか、新たに職員提案プロジェクトにより、水環境啓発回覧板の作成など、合わせて1,585万9,000円、地域の集会施設整備としての19節地域活動整備事業費補助金、それから行政区やボランティア団体が行う特色ある事業に対する交付金としての活力ある地域づくり事業費を昨年度と同額で計上してございます。

協働参画のまちづくり事業としては、住民活動センターみさぼーとの運営費等として、7節にコーディネーター4人分の賃金、事務補助賃金のほか、中央行政センターに設置しているみさぼーとの管理費負担金、それから、協働参画のまちづくり研修会やNPO等々の自立に向けた研修などの地域として8節に講師謝礼、9節に講師旅費としての費用弁償、合わせて643万8,000円を計上してございます。

交通対策事業としては、13節の施設管理委託料として飯詰駅舎の管理費のほか、19節に山形新

幹線延伸関係負担金を計上しております。

地域内交通の確保としては、19節に予約制乗り合いタクシーの運行経費としての美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金を、23年度実績見込みにより計上しております。

同じく19節に生活バス路線等維持費補助金、こちらは23年度では千屋線が乗車密度1未満となり補助適用外となりましたが、今後の利用促進を図るということで、22年度実績と同様、3路線のバス運行の補助金を計上しております。

次に、昨年5月13日に秋田大学と、2月16日に県立大学と連携協定を締結した官学連携事業としては、両大学との幅広い連携協力により、町の活性化につなげていくための事業を実施するための経費を計上してございます。秋田大学とは地域資源である水を活用した事業を計画しており、清水や湧水によるいやし効果の実証調査の実施、県立大学とは町内の農産加工技術の普及やさらなるレベルアップによる農家所得の向上と、町内商工業との意見交換や技術共同研究などを計画しており、24年度はそれらの経費を計上してございます。

さらに、秋田大学、県立大学との協働事業として、美郷中学校ビオトープ整備に向けた調査設計、企業関係者とのセミナーなどを実施する経費、合わせまして官学連携事業として75万4,000円を計上しております。

また、23年度までは6款農業費の農業振興センター事業費に措置しておりました美郷フェスタ開催経費について、町の主催ということで24年度から行政推進費に計上しております。予算額は111万3,000円です。このほか、コミュニティーセンターの管理費、シャトル便の運行費のほか、出会い結婚支援事業としての結婚支援センター運営費としての負担金を19節に計上してございます。

次に、3目文書広報費は、広報みさと及びお知らせ版の発行経費、ホームページの管理経費とやまびこ座談会の開催経費を計上しております。

以上です。

○会計管理者兼出納室長（高橋辰巳君）　続きまして、4目の会計管理費でございます。これは出納室における業務の必要経費を計上してございまして、11節需用費につきましては、諸用紙の印刷代、それから参考図書の追録代、それから支払い証書関係の整理のための配布代、これらに要する経費を計上してございます。

それから、12節役務費でございますが、手数料としまして金融機関にお支払いをする残高証明書発行手数料、それから口座振替関係の手数料として51万2,000円を計上しております。昨年より

も8万円余り減額とさせていただきます。

○議長（高橋 猛君） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩します。

（午前10時59分）

（午前11時09分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行します。

○総務課長（小原正彦君） 40ページをお願いいたします。

5目財産管理費は、公有財産の火災保険料のほか、町有地の草刈りなどの普通財産の管理費として1,476万円、公用車及び町有バスの管理費2,477万3,000円、仏沢地内の町有林5ヘクタールの搬出間伐事業などの町有林保育事業として323万1,000円、松・杉並木管理としては、冬季の雪塊落下防止として雪塊の除去委託など18万円を計上してございます。中央・南の両行政センターの管理費としては、13節に施設管理委託料293万3,000円の外に、南行政センターの暖房用ボイラーが老朽化により更新が必要となっていることから、暖房方針の見直しを図り、温風暖房に切りかえる費用として、13節設計監理委託料82万6,000円、15節に工事費1,078万2,000円を計上しております。なお、本年度も緊急雇用事業により町有林の管理、町有地の境界確認等を実施する予定でございます。

以上でございます。

○副町長（佐々木敬治君） 6目企画費商工観光交流課関連についてご説明いたします。

9節から19節までは、ふるさと会定住促進国際交流に係る経費を計上したものです。9節はふるさと会総会及びふるさと会統合に係る打ち合わせのための旅費、11節は食糧費が各ふるさと会総会統合時の打ち合わせ時の賄い費、土産代、印刷製本費が定住促進パンフレットの印刷代、19節は負担金が国際交流に係る各団体に対するもの、補助金が首都圏、千畑、仙南ふるさと会、在京六郷会、中部、関西ふるさと会に対するもの、そして、新たに定住促進奨励金については、町外からの転入者及び町内在住者で一定の要件を満たす場合、住宅及び土地の固定資産評価額の5%をそれぞれ上限を100万円、50万円として助成するものです。そのほか、地域間交流会や友好交流コンサートに対する補助金を計上いたしております。大幅な増額の要因につきましては、定住促進奨励金の増額によるものであります。

○企画財政課長（高橋 薫君） 続きまして企画財政課関係ですが、ふるさと美郷応援寄付金の推

進に係る経費として、ふるさと納税記念品、パンフレット印刷等の経費を計上してございます。

次の7目電子計算費ですが、電算システム等の安定稼働のための管理経費を計上しております。新たな経費としては、住民基本台帳法の改正に伴い、住民情報システムを更新いたしますが、災害時等のデータの安全管理やコストの削減を図るため、町所有以外のデータセンターとオンライン結合するクラウド方式に変更するための経費を13節、14節に計上しております。また、光ブロードバンドサービスに係るIRU契約等に関する経費もこの目に計上しております。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 8目の交通安全対策費ですが、交通安全指導員や各団体との協力のもと、住民への交通安全指導や安全施設の整備促進を図るための予算であります。

1節、9節は交通指導員の報酬と交通指導等街頭活動時の費用弁償、8節は交通災害共済加入促進報償費、これは行政区に対するものでございます。11節の修繕費と18節は交通安全施設に係る経費、19節は各種団体の補助金とチャイルドシート購入費補助金を前年度実績見込みで計上してございます。

続きまして、9目防犯対策費についてですが、防犯灯の管理など安全安心な生活環境を整えるための経費で、1節、9節は防犯指導員8名の報酬、防犯パトロール時等の費用弁償と、11節は防犯灯、街路灯の修繕料、電気料が主なものでございます。また15節では、中学校通学路の危険箇所への防犯灯設置を含む50基の防犯灯の設置費用を計上しております。

○生涯学習課長（小林宏和君） 次に、10目公共施設再編事業費であります。工事関係ですが、13節委託料に学友館の外壁補修、屋上防水、屋根塗装工事の設計委託料を計上しております。並びに、集会施設北ふれあい館の工事管理委託料を計上し、次のページ、15節工事請負費には、その工事費を計上してございます。また、千畑中校舎を北ふれあい館にするための準備に要する運営経費6カ月分を11節から14節に計上してございます。

以上です。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 11目諸費の19節ですが、秋田県防衛協会会費及び美郷町自衛隊父兄会への補助金を計上しております。

○税務課長（小原隆昇君） 2項1目税務総務費につきましては、職員人件費、定型的な事務に要する経費を計上してございます。

2目賦課徴収費につきましては、賦課及び徴収にかかわるものとして、納税通知書、納付書等の印刷、電算システムの保守、固定資産の下落修正に係る不動産鑑定に経費、納税貯蓄組合等への補助金が主なものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 続きます、45、46ページでございますが、3項1目の戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民票、印鑑証明等諸証明の交付や、戸籍事務機器の保守料、借上料が主なものでございます。また、11節の管理用消耗品につきましては、人権の花運動を町内6小学校で行うための経費を計上しております。

○総務課長（小原正彦君） 4項選挙費ですが、1目選挙管理委員会費は選挙管理委員に関する経費が主なものでございます。

2目は、明るい選挙推進協議会及び選挙啓発の経費が主なものでございます。

3目は、平成25年4月19日に任期を迎えます秋田県知事選挙の選挙執行の24年度分経費でございます。

4目は、11月27日に任期を迎える町長の選挙執行経費でございます。

5目は、25年2月23日に任期を迎えます仙南土地改良区総代の選挙執行経費でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5項統計調査費ですが、1目は統計大会の調査員表彰に要する経費を計上しております。

2目は、経済センサスなどの五つの統計の調査費について計上してございます。

○総務課長（小原正彦君） 6項でございますが、監査委員に関する報酬を初め費用弁償と、監査委員に関する経費を計上してございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きます、3款1項1目社会福祉総務費は、献血事業や福祉業務に係ります電算システムの保守委託料や、福祉団体に対する補助金を計上してございます。

次に、50ページ、51ページをごらんください。

2目障害者福祉費であります。ほとんどが障害者自立支援法に基づく事業であります。対前年度に比しまして大幅に増加している要因といたしましては、障害程度区分を判定するために行う認定調査件数の増、24年度の障害施策の制度改正に伴う報酬改定による給付費の2%の増、サービス利用の支給決定前に策定が課せられるサービス利用計画の作成、また、年齢超過時に対するサービス費用について、自立支援法に基づく給付への変更、平成24年10月から施行されます障害者虐待防止法に基づき設置が課せられます障害者虐待防止センターの業務である相談業務や家庭訪問業務に係る委託料、一時保護にした場合における一時保護施設借上料等を計上したことによる増であります。

次に、51ページ下段から53ページをごらんください。

3目高齢者福祉費であります。対前年度に比しまして増加している要因といたしましては、介

護給付費の増による影響として、広域市町村圏組合負担金が2,753万円の増、真森苑の排水管工事に伴い、大仙美郷介護福祉組合負担金が1,579万6,000円の増、24年4月から老人福祉センター雁が音苑の建物等の指定管理及び事業運営を社会福祉協議会へ委託することに伴う費用といたしまして218万5,000円の追加のほか、旧特定高齢者を対象とし実施しておりました生活機能評価チェックにつきまして、国の通知に沿って健診方式から広域保険者におきまして構成市町村分をまとめ契約し実施する外部委託調査方式への変更により、1,300万円の減となることが主なものであります。

4節の社会保険料、7節事務補助員賃金及び14節車両借上料につきましては、この生活機能評価を広域単位で外部委託することにより、対象者の約1割程度を目途に外部委託業者からの督促等に対して応答のない方への訪問を行うことで精度を上げるために必要な費用を、8節から12節につきましては、主として敬老会、金婚式、温泉利用料やはりきゅうマッサージ施術料の助成、介護予防事業等の開催、実施に要する費用、13節では、生きがいデイサービス、配食サービス、介護用品の給付などの事業に要する費用を、14節では、先ほどの生活機能評価に係る車両借上料のほか、敬老会等における物品借上料などの費用を、19節では、養護老人ホームへの入所措置している方に係る措置費のほか、老人クラブやシルバー人材センターへの補助金、広域市町村圏組合や大仙美郷介護福祉組合への負担金を、20節では、在宅で介護しておられる方への手当であります介護者支援事業、温泉利用料やはりきゅうマッサージ施術料の助成金、成年後見制度利用支援事業に要する費用を計上しております。

なお、このほか3目には、中央ふれあい館やいきいき館の管理上に要する費用についても計上しております。

次に、53ページ下段から54ページをごらんください。

4目医療給付費であります。これらは国民健康保険、後期高齢者医療の各医療保険や福祉医療費に関しまして一般会計で負担する費用を計上しております。対前年度に比しまして増加している主な要因といたしましては、保険基盤安定や財政安定化支援分などで構成する国保会計への繰出金で約1,600万円、同様に、保険基盤安定分などで後期高齢者医療会計への繰出金として約1,100万円の増のほか、平成24年8月から実施を予定しております県の福祉医療制度の拡充に伴います小学生分につきまして、詳細な基準はまだ示されておられませんけれども、所得制限を超えた方について、町単独事業として県制度における所得制限内課税者と同様の対応を図るための費用、及び事業実施に必要となるシステム改修費用として13節電算保守委託料が増となることによ

るものであります。そのほか13節検診委託料では、後期高齢者医療に加入されている方の健診委託料や人間ドック費用の助成分を、19節療養給付費負担金では、町が負担する公費負担のうち、12分の1相当を計上してございます。

次に、2項1目児童福祉総務費であります。これらは要保護児童対策協議会の委員報酬や、子供会が行う事業に対し助成する補助金であり、そのほか、もとだて児童館事業に要する費用を計上してございます。

2目子ども手当費であります。これらは現在、名称も含め法案が審議中でございますけれども、24年6月からの制度改正を前提にした手当額及び事務費等を計上したことによる減少でございます。

3目ひとり親家庭福祉費は、ひとり親家庭に対する支援といたしまして、小中学校の卒業予定者55人に対する記念品に係る費用を計上してございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 4目児童福祉施設費でございますが、本ページから57ページにかけてお願いします。

もとだて児童館と24カ所の児童遊園地の施設管理経費に加えまして、町内三つの保育園の管理及び運営経費を計上してございます。

前年比増としましては、7節賃金に入園児数に対応できるよう資格者64人、パート15人の臨時保育士等賃金を計上し、保育事業の充実を図ってございます。

それから、スクールバス等の運行、それから、給食の提供など、内容として計上してございまして、その他の管理運営費はおおむね前年並みでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 57ページ下段をお願いします。

5目子育て支援費でございますが、子育て支援センターで実施している就学前児童の一時保育や保護者就労等による不在家庭対策を実施する放課後児童クラブの人件費や仙南地区の放課後児童クラブへの小学校の迎いのバス委託料が主な経費でございます。放課後児童クラブには、来年度3地区合わせて104人が希望しております。なお、放課後児童クラブに障害児の入所希望があり、その受け入れに伴い指導員が1名増となっております。

58ページ、11節需用費については、施設にかかわる燃料費、光熱水費、管理消耗品、放課後児童健全育成事業の食糧費などがございます。なお、15節工事請負費では、仙南中セミナーハウスを仙南っ子児童クラブに改修するための改修費を計上しております。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3項1目の国民年金事務費では、年金事務に係る経常費を計上し

ております。

4項1目災害対策費の20節ですが、火災等小災害罹災者への見舞金を支給するための経費を計上しております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 次に、4款1項1目保健衛生総務費であります。これらは保健センターの管理費、心の健康づくり、食生活改善事業、子供の食育推進事業に要する費用が主なものであります。

4節社会保険料及び7節事務補助員賃金では、平成24年1月から24年12月までの間、産休となっております保健師1名に係る臨時職員の採用に要する費用を、8節では、健康づくり推進員に対する報償費や自殺予防対策としてのメンタルヘルスサポーター研修の講師謝金を、次のページ、14節では、健康管理システム借上料といたしまして、従前より使用しておりました健診等の情報を管理するシステムのOS環境等の変化によりまして、後継システムを導入する必要からの導入費用を、18節施設用備品は、てとての会の活動を支援するための県の10分の10の補助金を活用した備品購入に要する費用を、19節では、広域市町村圏組合で実施している地域内の病院群輪番制により休日・夜間等の急患を受け入れる体制に対する支援のための負担金や、休日救急医療における仙北組合総合病院及び市立角館病院への大曲医師会の医師が応援するための負担金などを増額しております。

次に、61ページをお開き願います。

2目予防費であります。8節から12節及び14節につきましては、主に乳幼児健診や予防接種実施に必要な消耗品や通知の発送料等に要する費用を、13節では、各種検診委託料のほか、予防接種委託料といたしまして、インフルエンザ、日本脳炎、BCGのほか、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の費用などを計上しております。

20節では、里帰り出産時の検診費用や大学病院などで予防接種を受ける必要がある方に対する費用の見込み分を補助費に計上してございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3目環境衛生費、61から62ページにかけてでございますが、これは環境衛生全般にかかわる経費ですが、1節は環境保全関係委員報酬等、8節は水の里シンポジウム開催時の講師報償費と、不法投棄監視人8名の報償費でございます。

9節の旅費につきましては、主に名水サミットへの参加旅費などでございます。

11節の主なものにつきましては、水の里シンポジウム開催経費と、13節の主なものは百目木処分場及び六郷処分場閉鎖に伴う調査計画書作成業務委託料や環境水質調査分析業務委託料と、墓

地公園管理業務委託料を計上してございます。

また、15節の工事費につきましては、六郷処分場閉鎖に伴いますモニタリングに必要な調査掘削工事費等を計上しております。

19節には斎場の運営費といたしまして、広域への斎場負担金及び斎場使用料を計上してございます。

次に、63ページ、2目1節の清掃費についてですが、本目につきましては、廃棄物やごみ処理関係にかかわる経費でございます。主な経費につきましては、1節の行政区の廃棄物減量等推進委員への報酬、12節は商店等へのごみ販売手数料、13節はごみ収集業務委託料、有料ごみ袋作成委託料と、シルバー人材センターへの粗大ごみ受付事務、ごみ袋配布委託料を計上しております。19節は大仙美郷環境事務組合への負担金ほか、ごみ集積施設設置や生ごみ処理機など、ごみの削減を図るための補助金等を計上しております。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、3項1目簡易水道費の19節は、本堂及び長面簡易水道組合への水質検査補助金です。28節は事業の円滑化を図るため、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

○副町長（佐々木敬治君） 5款1項1目労働諸費について、13節は出稼ぎ者100名を想定した健康診断委託料、19節は負担金が職業訓練協会、出稼ぎ傷害保険掛金に対する負担金でございます。補助金が地域職業訓練センターでの受講料に対する就労支援に係るものであります。

続きまして、2目雇用対策費は、県の緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金と一部町単独事業によるもので、八つの課の11事業を実施いたします。総務課では町有地・町有林管理強化事業、住民生活課では交通安全施設設置位置図作成事業、商工観光交流課では観光施設等点検調査事業、建設課では歩行者等安全・安心事業、教育総務課では不登校児童生徒支援事業、教育施設課では学校物品整理分別適正配置事業、生涯学習課では温水プール運営事業、社会教育施設等物品整理事業、学校図書整理事業で、合わせて38名の雇用を見込んでおります。交付要綱の事業要件によりまして、雇用期間はそれぞれ異なりますが、おおむね3カ月から12カ月までであります。

4節は雇用者38名の社会保険料、7節は同じく賃金、11節は借り上げた車両で消費する燃料費、印刷製本費が調査用封筒や調査用紙の印刷、管理用消耗品費、専用消耗品費が事務事業に要する消耗品でございます。12節は通信運搬費が郵送費、手数料が産廃手数料でございます。13節は機器保守委託料が図書システムの導入であります。

それから、運搬業務委託料が社会教育施設及び学校物品の運送委託、14節は機器借上料が測量機器の借り上げ、車両借上料が自動車高所作業車の借り上げでございます。事務機器借上料がパソコン、プリンタ、コピー機などの借り上げでございます。著作権料が学校図書整理の書誌データ使用に伴うものであります。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 次に、6款1項1目農業委員会費ですが、64ページ下段から65ページをお願いいたします。農業委員会費ですが、農業委員会の所掌事務に関する事務事業の処理に係る経費、農地制度円滑化事業に関する事業費、年金啓蒙加入推進、各研修会に係る経費を計上しております。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく2目農業総務費であります。農業総務費は、農政課の經常経費及び農政課の公用車に係る経費を上程してございます。

3目農業振興費、1節から12節までは町の農業振興にかかわる主なものであります。13節委託料、それから14節使用料及び賃借料につきましては、ふれあいセンターの関係の委託料並びにOTAふれあいフェスタ等の委託業務であります。

それから、19節負担金補助及び交付金であります。これにつきましては、各種団体補助と、それから歳入でもご説明申し上げましたが、新たに国で示された人・農地プランの関係の補助でございます。内容につきましては、歳入でお話ししたとおりでございます。

歳出で、中段になりますが、農林漁業振興対策基金事業費補助金、9,332万9,000円ということで、前年度より3,000万円ばかりふえてございます。この要因は新たに経営拡大支援事業、法人向けの補助事業が加わりました。それによる増でございます。

農業振興費全体の前年度比較であります。3,058万2,000円の増となっております。これにつきましては、先ほどお話しいたしました新たな経営拡大支援事業並びに国の人・農地プランの助成金の増であります。

続きまして、次のページ、68ページをごらんいただきたいと思います。

4目美郷ブランド確立費であります。これは前年度と同じ販売拡大応援事業補助金、美郷ブランドゆうき応援事業補助金、これはブランド品目の販売助成並びに作付助成、それから、堆肥センターの堆肥の有効利用に対します応援事業でございます。

5目担い手対策費であります。主なものとしたしましては、19節の負担金補助及び交付金であります。ここに新たにことし10月31日、11月1日に開催が予定されております全国担い手サミット実行委員会負担金、これは美郷会場もでございます。美郷実行委員会に対する負担金でありま

す。それから、その上であります。農地集積協力金、これは歳入でご説明申し上げましたが、国の新しい制度による農地を集積するため離農する方への協力金として予算計上してございます。それから一番下、青年就農給付金であります。5年間新規就農した方につきましては、5カ年ということで150万円ということの年間の給付がされます。13名を見込んでございます。

次に、農業振興施設管理費であります。これは、指定管理施設4施設、農業振興施設の管理委託料と、それから、15節の工事請負費、道の駅曲がり家屋根改修工事、ニテコ名水庵の天井、トイレ、それから、あったか山直売所の屋根・外壁塗装工事等を見てございます。

7目畜産業費であります。前年度と同様の額でございます。

それから、8目の農村整備費であります。ここで大きなもの、前年度比較の5,545万2,000円の増となっております。これは経営体育成基盤整備事業負担金、前年が1,331万円でしたが、24年度、7,240万5,000円ということで、大幅に5,500万円伸びております。これは22年、23年の繰り越しで、本堂地区等々の繰り越しによる当初予算の減、それから、今年度は当初予算の増ということで、経営体育成整備事業負担金がふえているという状況でございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく8目の農村整備費の中の建設課関係ですが、8節、11節は、あったか山グリーンパーク、あらしな公園、農村公園などの光熱水費や修繕料、管理用消耗品です。12節は通信費とプールのくみ取り料や雑木の処理費用、13節は北運動公園、下鍵田農村公園、あったか山グリーンパーク、あらしな公園及び農村公園27カ所の管理委託料、19節には農村公園トイレの管理補助金を計上しております。

また、28節は、事業の円滑化を図るため農業集落排水事業特別会計への繰出金を計上しております。

○税務課長（小原隆昇君） 続きまして、9目国土調査費でございますが、職員人件費のほか、千畑地区95ヘクタールの現地測量に係るもの。仙南地区の地震の影響による補正測量に係る委託料が主な経費でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 2項1目林業費であります。これは松くい虫防除委託料、それから、今年度から林業費に予算組み替えいたしました七滝水の森植樹事業の委託料が主なものであります。松くい虫の関係につきましては、仏沢公園、薬剤散布9.4ヘクタール、一丈木公園、0.6ヘクタール、それから、樹幹注入につきましては、飯詰字東山本地内107本、松並木、武道館周辺62本等々の予算を計上してございます。さらに、秋田県未利用広葉樹資源活用事業としては黒沢地区の11ヘクタールのナラ枯れ防止を実施することとしております。

○副町長（佐々木敬治君） 73ページ、7款1項1目商工総務費は、商工観光交流課の通常の事務業務を遂行するための経費と、場外車券売り場対策関連の経費を計上しております。

8節は、この場外車券売り場環境安全対策協議会委員の報償費、13節は、ふるさと手作りCM大賞作品の作成委託費、19節は、各団体への負担金であります。

続きまして、同じく商工振興費、73ページから74ページでございます。

この商工振興費は、地販地消、地産外消推進事業費、ラベンダー活用調査事業費、企業誘致推進事業費、中小企業支援事業費、受注拡大支援事業費、美郷町商工会補助金を初めとする商工業の振興に要する補助金、負担金を計上しております。

1節は、地販地消・地産外消推進会議の委員報酬。9節は、ラベンダーオイル活用のための研究機関や業務委託機関への旅費、あるいは企業誘致推進のための首都圏企業懇談会等への普通旅費です。11節は、食糧費が企業誘致推進などに要する賄い費、印刷製本費が企業ガイド、企業立地ガイドなどの印刷です。専用消耗品費がラベンダーオイル活用調査に要する消耗品でございます。13節は、ラベンダーオイルの市場調査委託、製造業務委託、ラベンダー園の無農薬栽培試験地内の除草委託でございます。19節は、主なものといたしまして、美郷町商工会空き店舗対策事業、中小企業振興資金保証料補給等、企業誘致奨励、プレミアム商品券発行事業、事業所連携活性化事業、商工業奨励金、美郷町地域間交流会、特産品開発などに対する補助金であります。

続きまして、3目観光費は、観光協会等支援事業、観光施設整備事業、ラベンダーまつり開催事業、イベント関連事業、伝統行事PR、美郷大使活動事業、広域観光推進事業、大台野広場管理、雁の里管理、観光施設等の管理、公衆トイレの管理に要する経費を計上いたしております。金額の大きなもの、新規の取り組みとなるものについて説明いたします。

7節は、ラベンダーまつり、大台野広場、雁の里管理の事務補助、一般作業、施設管理の賃金です。9節は、美郷大使3名分の旅費でございます。11節は、燃料費がイベント関連や各観光施設で使用する燃料。食糧費がふるさと大使、美郷大使懇談会やイベント関連の賄い費でございます。印刷製本費がラベンダーリーフレット、雁の里山本公園の使用申請書、ふるさと大使、美郷大使の名刺印刷。光熱水費が各観光施設で使用する電気料、水道料。修繕料が各観光施設の小破修繕の経費でございます。管理用消耗品がイベント関連や観光施設で使用する消耗品を見込んだものでございます。12節は、大台野広場のトイレ汲み取り手数料、浄化槽法定検査、車両整備料、雁の里管理棟の電話料でございます。

13節は、清掃委託料が雁の里山本公園の清掃業務委託、除雪作業委託料が各観光施設の除雪や

雪おろしの業務委託、公衆トイレ清掃委託が町内3カ所の公衆トイレを対象としたものであります。公園管理委託料が大台野広場のラベンダー園の除草作業や清掃、大型テントなどの据えつけ撤去作業、雁の里山本公園のパークゴルフ場、花菖蒲園、ふれあいの森スキー場、グラウンドの管理経費でございます。ポスター設置委託料は、ポスターの製作と設置を委託するもので、ラベンダーまつり、清水の里、竹うちなどのPRポスターの設置委託となります。観光案内施設建設委託料は、JR東日本秋田支社で後三年駅舎の改築を行うため、これにあわせて後三年の合戦にちなんだ観光案内施設の合築を委託するものです。その他の委託料としては、観光施設の警備保障、消防施設、電気設備、浄化槽維持管理などであります。

14節は、各観光施設のテレビ放送受信料、イベントや観光施設での機器借り上げ、同じく車両借り上げ、看板の土地借上料、会場借上料、下水道集落排水等の使用料、AEDの借上料です。

15節は、看板案内板設置工事が23年度の仙南地区76カ所に引き続きまして、六郷地区15カ所、千畑地区35カ所の設置を計画しております。観光施設等改修工事が大台野展望台改修工事、パークゴルフ場の改修工事、ふれあいの森施設改修工事、観光案内休憩広場の補修工事等でありま
す。トイレ解体工事がわくわく広場のトイレが建物、設備ともに老朽化しているため、解体費を見込んだものであります。

18節は、大台野広場の大型テント購入費です。

19節は、観光協会への補助金、新たなものとして、秋田デスティネーションキャンペーン負担金、美郷温泉株式会社及び水文館管理への補助金などです。このうち、秋田デスティネーションキャンペーン負担金については、平成25年10月からJR東日本が秋田県に観光客を誘致する大々的な国内最大規模のキャンペーンを展開いたします。これにあわせまして、県並びに県内市町村が一体的に観光立県を目指した取り組みが行われることになっており、これに伴う負担金であります。また、美郷温泉株式会社への補助金につきましては、先に経営計画でお示しいたしましたが、六郷温泉及び雁の里温泉の売上高の伸び悩みを考慮し、若干補助額を上乗せいたしております。

続きまして、76ページ、4目温泉施設費です。

11節から18節まで町で負担すべき町内3温泉の運営経費を計上いたしております。

11節は、光熱水費として源泉ポンプ室の電気料及び水道料、修繕料、13節は、千畑温泉松枯れ処理委託、六郷温泉の引湯配管施設の洗浄業務委託、14節は、千畑温泉源泉駐車場の敷地の借上料、15節は、六郷温泉ろ過機のろ過の機材の交換、コテージの屋外配電修繕工事、18節は、仙南

温泉のプレハブ冷蔵庫の購入費であります。

○建設課長（照井智則君）　続きまして、8款1項1目土木総務費は、建設課職員の人件費が主なもので、7節から14節までは、六郷地区に設置してある地下水計6カ所と、地下水涵養池4カ所の設置と管理のための経費です。

78ページをお願いいたします。

2項1目道路橋梁総務費ですが、主なものは、13節登記事務委託料ですが、町道敷地の未登記解消のための所有権移転及び分筆11件の登記委託と、分筆登記のための調査測量委託です。道路台帳に係る補正業務委託では、今年度は千畑地区の土崎・小荒川地区の圃場整備完了地区を予定しております。

19節は、各協議会への負担金でございます。

続きまして、78、79ページになります。

2項2目道路維持費ですが、町道1,063キロの道路維持と、465キロメートルの除排雪に要する経費が主なものですが、除排雪関係の3節職員手当、7節、11節、12節、13節、14節などは除雪の一斉出動回数を30回と想定して計上しております。18節は、11トン除雪ドーザ1台、除雪ロータリー車1台更新のための経費です。また、15節工事費、16節原材料費は、峰越林道の整備のほか、道路維持や補修工事、舗装補修の修繕のための経費を計上しております。

次に、79から80ページです。

2項3目道路新設改良費ですが、3目は、社会資本整備総合交付金事業として、改良舗装3路線、舗装補修7路線、歩道整備3路線、案内看板の設置、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁3橋の修繕設計委託のための予算を計上しております。また、町単独事業といたしまして改良舗装5路線、舗装補修6路線、側溝改良1路線、調査測量5路線を施工する経費を計上しております。工事施工箇所、位置につきましては、今日配付しております資料に記載しておりますので、ごらんくださるようお願いいたします。

続きまして、3項1目河川総務費です。15節は、大台川と小増沢川の浚渫工事、19節は、河川の維持管理に要する協議会の負担金が主なものでございます。

81ページになります。

4項1目都市計画総務費1節は、都市計画審議委員5名の報酬と、全国都市計画協会等への負担金が主なものでございます。

2目都市公園費の主なものは、都市公園の維持管理に要する経費で、中央公園や角館六郷線街

路管理などの都市公園管理4施設、南運動公園などの特定地区公園管理2施設、町民の森や、一丈木公園など4施設の管理経費が主なものです。

15節は、工事請負費は畑屋湧水池公園の芝張り工事に要する経費です。

続きまして、82ページをお願いいたします。

5項1目下水道費19節は、合併処理浄化槽の設置と浄化槽の水質検査に要する補助金で、28節は下水道事業特別会計への繰出金を計上しております。

続きまして、6項1目住宅管理費は、公営住宅13団地189戸の維持管理のために要する経費を計上しております。主なものは、11節の給湯や居住関係の修繕費、12節は、六郷地区5施設の水質検査手数料、13節施設管理委託料は、六郷地区の井戸や給水槽の洗浄、滅菌機及び塩素補充・充てん業務の経費です。15節は、公営住宅の維持管理に要する修繕工事の経費と、上罫田住宅の東部地区簡易水道事業への加入工事費。

19節は、一般住宅の耐震診断5戸分として25万円を、耐震改修費の補助金、1戸分として60万円を計上しております。また、太陽光発電システム補助金を1戸当たり20万円を限度額として15戸分を計上しております。このほか、住宅環境整備と経済対策のための県事業と連携した住宅リフォーム緊急支援事業を継続し、1戸当たり10万円を限度額として80件分を計上しております。簡易水道事業加入分担金は、上罫田住宅の東部地区簡易水道への加入者負担金でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 続きまして、9款1項1目の常備消防費ですが、これは広域消防に係る負担金を計上しております。

続きまして、2目非常備消防費ですが、83ページから84ページにかけてでございます。これは町消防団に係る経費で、主な経費といたしましては、1節の年報酬、9節の火災・捜索・災害警戒時や、広報活動及び各種大会参加の費用弁償、11節は、各種大会経費や会議費負担金、団員の活動服などの経費を計上しております。19節には消防等補償組合負担金などのほか、関係団体への補助金等を計上しております。

続きまして、3目の消防施設費でございますが、消防施設の整備と管理に要する経費で、主な経費は、8節の消防施設の除雪にかかわる報償費、11節は、主に防災資機材運搬車、また、ポンプ等に係る経費と、13節、15節、17節には、六郷作山地区、千畑中野地区、各1カ所、合計2カ所に防火水槽を設置する経費と、19節には、六郷東部地区の簡易水道工事実施に伴い、消火栓12基の設置の負担金を計上しております。

4目の水防費ですが、洪水の警戒や水害出動などの事態に備えるための経費と、19節には、水

防関係団体への負担金・交付金を計上しております。

続きまして、5目の災害対策費ですが、85から86ページです。防災行政無線の維持管理や空き家対策、防災備蓄品の購入に係る経費が主なもので、8節は、危険な空き家の調査のための委員報酬費、11節の光熱水費、修繕料は、防災行政無線に係る経費でございます。管理消耗品は、備蓄品購入経費です。また、15節は、災害時、停電時にも町民が使用できる安否確認電話設置工事費と、19節には、自主防災活動組織補助金を計上しております。

○議長（高橋 猛君） 説明途中でありますけれども、昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午前11時59分）

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10款教育費から説明を求めます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 86ページ中段をごらんください。

10款教育費、学校・園関係についてご説明いたします。1項1目教育委員会費ですが、これは教育委員会の会議運営に要する経費で、教育委員4名の報酬や委員の研修旅費等が主なものです。

86ページ下段の2目事務局費ですが、主な項目といたしましては、教育総務課職員の人件費のほか、8節報償費では、就学指導委員会委員報償費や教育アドバイザーの報償費、千畑地区、仙南地区統合小学校の校歌・校章選考にかかわる報償費、不審者対策に要したスクールガードリーダーへの経費です。11節需用費は事務局の事務経費や教育委員会公用車3台分の維持管理費などでございます。13節の委託料には、来年度から導入する安全・安心メールシステム委託料が盛り込まれております。19節では、閉校する小学校5校の閉校記念行事費補助や、大曲仙北教育研究会の助成金が予算化されております。

次に、88ページをお開きください。

次の3目教育助成費ですが、4節、7節は、特別な支援を要する子供への生活支援員の17人分の人件費や社会保険料、8節は、演劇鑑賞開催経費と、小学校英語セミナー講師謝金、11節、12節、13節、27節は、主にスクールバス10台の運行経費と、小中学校で実施する学力検定、知能検査手数料です。

18節は、統合小学校等に必要なスクールバス6台分の購入費、19節は、スポーツ振興センター

負担金、20節は、要保護、準要保護の児童生徒に対する就学援助費、21節は、新規30名、継続34名、合計64人の方に対する少額資金貸付金でございます。

4目の海外青年招致費ですが、これは学校に配置している2名の外国語指導助手の委託費です。

○教育施設課長（梅山正之君） 次の89ページから90ページにかけての2項1目学校管理費でございますが、学校保健と町内小学校6校分の施設管理と運営及び教育環境の整備に要する経費でございます。施設管理では、学校校務員等の1節から8節までの人件費等や、11節から14節までの経常経費を計上しており、ほぼ前年並みとなっております。なお、18節の備品購入費ですけれども、各校の図書整備、仙南に小学校の1年から3年生用の児童用机、いすの更新を計上してございます。19節には、大会派遣等の補助金がございます。

施設環境整備事業といたしまして、統合をスムーズに実施できるように教育環境を整えるため、新たな事業といたしまして、統合小学校となる千畑小学校、仙南小学校改修事業がございます。千畑小学校となる千屋小学校につきましては、事業費1億9,933万5,000円、それから、仙南小学校となる仙南中学校は1億3,065万円、それぞれを12節役務費の手数料、それから、13節委託料の設計管理委託、15節工事請負費の改修工事に計上してございます。

また、15節には、六郷小学校の体育館による電波障害対応のテレビ共同受信アンテナが設置されていますが、地デジ化に伴う撤去費用も計上してございます。

以上でございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 90ページ中ほど、2目教育振興費ですが、総合学習や学校行事など、教育の振興に関する経費です。主な支出といたしましては、卒業生の卒業記念品、総合学習時の指導者・講師の謝金、12節は、郵券代、14節使用料及び賃借料は、コピー機等リース料等でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 91ページから92ページの3項1目学校管理費でございます。小学校管理費と同様に、美郷中学校1校分の学校保健や教育環境の整備並びに施設管理に要する経費を計上してございます。前年比で大幅な減額となっておりますが、統合中学校整備事業が終了しましたことや、3校分が1校となりましたことから、11節から14節の経常経費の削減が図られたことが主な要因でございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 92ページ中ほど2目の中学校に関する教育振興費ですが、これも小学校と同様に、卒業記念品や総合学習、学校行事に要した経費を支出したものでご

ございます。主な支出といたしましては、8節の報償費では、ふるさと教育実施の講師謝礼金や水に親しむコンサート事業の謝礼金等を計上しております。11節需用費では、ふるさと教育活動冊子印刷代や中学校ののぼり旗などの予算を計上しております。14節使用料及び賃借料では、合唱コンクールの音響機器の借上料などがございます。19節は、生徒派遣費補助金でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 93ページをお願いします。

4項1目幼稚園費でございますが、保育園同様に、町内三つの幼稚園の運営、施設の維持管理及び通園バスに要する経費と、教育環境整備に要する経費を計上しております。入園予定園児数は158名を見込んでおります。

新規事業といたしまして、認定こども園、六郷幼稚園・保育園の施設整備関係費を12節手数料に18万円、13節の設計管理委託費に1,008万円、15節に建築等工事費としまして3億1,512万3,000円、それから、19節に上下水道の分担金負担金を計上しております。事業期間は継続費で説明させていただいておりますが、平成24年度から平成25年度まで2カ年計画での完成としてございます。

また、環境整備では、15節に千畑幼稚園の3歳児から5歳児の保育室の冷房設備工事、それから、18節に同じく千畑幼稚園の大型遊具の更新費用を計上いたしております。そのほかの経常経費についてはおおむね前年並みで計上しております。

○生涯学習課長（小林宏和君） 次に、5項1目社会教育総務費であります。

生涯にわたって学び続ける美郷町を目指すため、家庭教育では、子育て思春期講座の開催を初めといたしまして、少年教育、青年教育、成人教育、高齢者教育、いきいき大学の開校など、町民すべてがかかわることができるような社会教育全般の事業を予定しております。8節に学習に必要な講師謝礼のほか、各運営費、経費を計上しております。

13節には、学友館特別展といたしまして、4月に藤井 勉展、5月に佐竹義重展を予定したく、委託料を計上しております。

96ページをお願いいたします。

2目図書館費でございます。読書推進のため、小学生から高校生を対象とした読書感想文コンクール、また、絵本をプレゼントし乳幼児と保護者の触れ合う機会を助長するブックスタート事業に要する経費は8節報償費に、その他、図書館管理に必要な経費を各節に計上しております。

その下の97ページ、文化財保護費でございます。文化財発掘事業につきましては、平成22年度

に発掘調査しました湯殿屋敷及び谷地中遺跡の整理報告書作成に要する各種経費と、県指定史跡本堂城の発掘調査700平米に要する賃金を7節に計上してございます。

98ページをお願いいたします。

町文化財維持のための各種工事を15節に、また19節には、新たに今後組織される予定ではございますが、町内や隣接市の歴史研究団体等で構成する後三年合戦・美郷プロジェクト実行委員会へ補助金を交付し、町の歴史研究を軸とする連携交流を推進してまいります。

続きまして、98ページの中ほど、4目社会教育施設費でございます。公民館や交流センター、各資料館等の社会教育施設維持運営に要する経費を各節に計上してございます。

18節には、備品購入といたしまして、生涯学習活動の充実を図るため、老朽化したビデオプロジェクター、学友館の展示物保護に要する湿度計等、施設用備品として、それから老朽化した公用車の更新経費を計上してございます。

次、100ページをお願いいたします。

6項1目保健体育総務費でございます。生涯学習推進に係る経費といたしまして、町体育協会へ委託する各種スポーツ大会委託料を13節へ、ユニカール等ニュースポーツ教室開催を総合型スポーツクラブへ委託する経費を同じく13節へ、それから、スポーツ少年団等各スポーツ団体への運営費補助金を19節へ、同じく19節には、本年8月に本町で開催するバドミントン国体予選である東北総合体育大会の運営費補助金を計上し、大会の成功を目指してまいります。

101ページをお願いいたします。

2目保健体育施設費でございます。総合体育館を初めとする各地域の体育館、武道館、野球場等、社会体育施設全般の維持運営に要する経費を各節に計上してございます。

また、施設利用者が安心して健康、体力づくりできるよう、15節にて老朽化した施設を工事してまいります。特に美郷野球場につきましては、設置後25年余りとなっておりますが、経年劣化が著しく、ネットフェンスの取りかえ、バックボードの内外部の塗装、メインスタンドの防水等の工事を実施してまいります。

以上でございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 次に、101ページ、102ページですけれども、3目学校給食費ですが、北給食センター及び南学校給食センターの運営と管理経費を計上してございます。11節需用費の燃料費、光熱水費、給食材料費、調理器具と管理費の消耗品や機械器具修繕費、13節の委託料では、学校給食協会への委託料金が主なものでございます。統合により南給食

センターが美郷中を担うため、供給者数は北給食センターが726人、南給食センターが920人となります。15節の工事請負費では、南給食センターにおいての蒸気ボイラーの更新に伴う取り替え工事費を計上してございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 次に、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費であります。災害復旧に対応するための予算を計上してございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく2項1目公共土木施設災害復旧費ですが、7節から13節まで道路や河川関係における災害に対応するための災害復旧経費を計上しております。

○企画財政課長（高橋 薫君） 12款1項公債費ですが、1目は起債償還の元金分と公債費の適正化を促進するため、繰上償還分を計上しております。

2目は起債の償還利子と会計の資金不足の際の繰替運用に伴う利子を計上しております。

次のページ、13款1項1目は存置項目でございます。

2項1目基金費ですが、公共施設整備基金として7,000万円を積み立てます。これは振興基金からの繰り入れした分について、対応額の全額を公共施設整備基金に積み立てするものでございます。

また、財政調整基金並びに減債基金については利子分の積み立てでございます。

ふるさと美郷子ども基金については、寄付金及び利子分を積み立て計上しております。

14款予備費は昨年同様の計上でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 以上で、議案第33号の説明が終わりました。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第34号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第34号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

24年度予算編成に当たって、基礎となる事項についてまず申し上げます。

第1に、被保険者数についてでございます。一般被保険者数は6,200人、退職被保険者数は555人、合計6,755人と見込んでおります。平成23年4月末における合計は6,709人、平成24年1月末では6,543人と、全体といたしましては減少傾向が続いている一方で、退職者につきましては、400人の後半から500人を超える数となるなど、増加する傾向が見られております。

第2に、医療費についてであります。平成21年度から23年度、年度途中までの動向から推計をいたしまして、一般被保険者の療養給付費につきましては、2.6%の増となっており、被保険者の減少傾向とあわせまして0.9%の増と見込んでおります。同じく一般被保険者の高額療養費についてです。こちらについては5.9%の増となっておりますが、同じく被保険者の増減の傾向と合わせまして、4.1%の増と見込んでおるところでございます。

第3に、平成24年度における財政上影響がある制度改正についてであります。療養給付費と負担金などの国庫負担の定率補助が34%から32%と、県調整交付金の算定割合が7%から9%に変更され、また、産科医療補償制度の創設によりまして給付基準額38万円に上乗せされておりました4万円に対する国庫補助が、平成23年度より給付基準額が42万円に恒久化されたことに伴いまして、24年3月分を除いて廃止となります。

それでは、歳出予算よりご説明申し上げたいと思いますので、130ページをお開き願います。まずは歳出であります。

1款1項1目一般管理費は、被保険者証の交付や医療費通知、郵送料等の事務費及び資格や給付に必要な電算委託料であります。

2目19節は、国保連合会に対する保険者の負担金分を計上してございます。

2項1目賦課徴収費は、納税通知書や納付書の印刷、郵送料について計上してございます。

3項1目は、国保運営協議会委員9人分の報酬を計上してございます。

2款1項療養諸費及び2項高額療養費につきましては、被保険者数や医療費の動向により見込んでございます。

続きまして、132ページをお開きください。

3項移送費は存置項目であります。

4項出産育児諸費では17件分の出産育児一時金を見込んでおります。

5項葬祭諸費では53件分の葬祭費を見込んでございます。

3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療保険への支援金と事務費の拠出金分を計上してございます。

133ページ、4款1項1目前期高齢者納付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合に応じて保険者間の医療費負担の調整を行うものとして計上してございます。2目前期高齢者関係事務費拠出金は、当該納付金に係ります事務費の拠出金分を計上してございます。

5款老人保健拠出金は、老人保健医療費の精算分でございます。対前年度と同額であります。

6款介護納付金は、介護給付費の所要額に基づきまして全国ベースで負担額が決定されるものでありまして、必要所要額を計上してございます。

続きまして、134ページであります。

7款1項共同事業拠出金は、いずれも国保連への拠出金であります。1目高額医療費拠出金は、80万円を超える医療費を対象とした共同事業への拠出金として計上してございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金は、30万円を超え80万円以下の医療費を対象とした共同事業への拠出金です。

3目その他共同事業拠出金は、退職者医療に該当する者のリストを作成、送付するための候補連への拠出金分です。

8款1項1目特定健康診査等事業費は、40歳以上の国保被保険者に対します特定健診の事業費で、対象者約2,700人分を見込んでいるほか、平成24年度は、腎機能の低下状況を把握するため、血液検査の項目を追加してございます。

2項1目保健衛生普及費は、年6回実施いたします医療費通知作成に要する費用です。

2目疾病予防費は、人間ドック実施に要する費用で、約300人分を見込んでおります。

3目適正受診重症化防止事業費は、健診結果説明会における保健指導に要する費用を計上してございます。

9款基金積立金は、基金の預金利子を基金に積み立てるものであります。

10款公債費は、医療費の支払いに支障が生じるなどの場合に一時的に借り入れる際の利子を計上してございます。

136ページをごらんください。

11款諸支出金は、国保税や補助金等の還付や返還金分を対前年度と同額計上してございます。

12款予備費は、前年度と同額を計上しております。

以上が歳出であります。

続きまして歳入に移ります。123ページをお開き願います。

1款1項につきましては、医療費等の歳出から国・県の補助金や繰入金などの歳入を見込み、

差額を税で賄うこととなっております。前年度当初予算と比較いたしまして、一般被保険者分で4.4%の増、退職被保険者分で36.9%の増、項全体で6.5%の増となる見込みであります。

124ページをお開きください。

2款は督促手数料であります。

3款1項1目療養給付費等負担金は、医療費に対する国の定率補助であり、平成24年度より34%から32%へ変更となる分を見込み計上してございます。

2目は高額医療費拠出金に対する国の負担分、負担割合4分の1を計上してございます。

3目特定健康診査等負担金は、特定健診費用に対する国の負担金を計上してございます。負担率は3分の1でございます。

2項1目財政調整交付金は、保険者における医療費や所得水準等の差を調整する国からの交付金であり、医療費や介護納付金等の対象費用の9%を計上してございます。

2目は出産育児一時金に対する国補助金でありまして、当補助金は給付基準額が38万円から42万円に恒久化されたことに伴いまして、平成24年度から廃止となりますが、国保の会計年度が3月から2月であるため、24年3月分のみ国補助金が残ることになり、3月分の支出見込みを計上してございます。3人を見込んでおります。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、国補助金が廃止されることに伴う廃目であります。

4款1項療養給付費等交付金は、退職者医療に対する交付金であります。

5款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合に係る保険者間の不均衡を調整する交付金であります。

6款1項県負担金は、3款1項2目及び3目に係る県負担金分でございます。

126ページをお開き願います。

2項1目は国保被保険者の福祉医療高額療養費に対する県補助金でありまして、補助率は4分の1でございます。

2目1節は一般医療費や所得水準の差を調整する県交付金であり、平成24年度から7%から9%へと変更されます。

2節は、レセプト点検等の医療費特別対策事業や、保険財政共同安定化事業などの国保広域的事業に要する費用の一部に対する交付金を計上してございます。

7款共同事業交付金は、高額医療費などに対する国保連からの交付金を計上してございます。

8款財産収入は、国民健康保険事業基金の利子であります。

9款繰入金は一般会計からの繰入金で、前年度比12.6%の増となっております。

2項基金繰入金は、国民健康保険事業基金から1,034万9,000円を繰り入れるものであります。

10款1項1目は存置項目であります。

2目は前年度繰越金でありまして、平成23年度の状況を勘案し7,000万円を見込んでおります。

128ページをごらんください。

11款1項は存置項目であります。

2項預金利子は、国民健康保険特別会計から生じる利子を計上してございます。

3項雑入は、第三者行為の納付金が主なものでありまして、前年度と同額を計上してございます。

以上が歳入であります。なお、当予算につきましては、2月20日に開催いたしました国民健康保険運営協議会において了承を得ていただいておりますことを申し添えます。

国民健康保険特別会計につきましては、以上であります。

○議長（高橋 猛君） 以上で、議案第34号の説明が終わりました。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第35号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計予算を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第35号 美郷町簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、特別会計の概要ですが、予算総額は昨年当初予算より13.7%ふえており、増額の主なものは、東部簡易水道の事業費の増加によるものです。

予算計上は、給水戸数3,521戸と、年度内に35戸の増加を見込み、事業の円滑な遂行に配慮し予算計上しております。

初めに、144ページをお願いいたします。

第2表、地方債についてご説明いたします。

第2表は地方債ですが、今年度施行予定の六郷東部地区の事業費に対する10分の4の補助金を

差し引いた額を起債借入の額とし、簡易水道事業債の限度額2,590万円、過疎対策事業債の限度額2,580万円とし、起債の方法、利率、償還方法を定めたものでございます。

次に、147ページをお願いいたします。

歳入から順次ご説明いたします。

1款1項1目負担金1節の消火栓設置費負担金は、六郷東部地区野中及び鑓田地域に設置する消火栓12基の負担金と、六郷東部地区30戸、畑屋地区5戸の新規加入負担金を計上しております。

2款1項1目1節の現年度分は、加入戸数3,556戸、前年度実績の見込み額で計上しております。

2節滞納繰越分は、滞納繰越分の20%分を計上しております。

同じく2項1目1節水道手数料は給水工事指定業者手数料1件分、2節は工事検査手数料50世帯分、3節は督促手数料として存置計上しております。

3款1項1目1節は六郷東部地区の事業実施に対する国の補助金で、補助率10分の4で計上しております。

148ページをお願いいたします。

4款1項1目1節の利子及び配当金は基金利子を計上しております。

5款1項1目1節は、事業実施による事業債などの償還のための一般会計からの繰入金を計上しております。

同じく2項1目1節は、簡易水道事業の円滑な推進を図るため、施設管理の財源とするため、簡易水道事業基金から繰り入れる額でございます。

続きまして、148ページと149ページの方をお願いいたします。

6款1項1目繰越金、7款1項1目延滞金、2目過料、3目加算金は存置計上としております。

2項1目預金利子は、預金利子でございます。

3項1目、同じく1款1項1目返済金、2項1節簡易水道保証料は存置計上としております。

同じく2節雑入は、メーター器のスクラップ収入と雑入を計上しております。

8款1項1目町債の1節簡易水道事業債は、六郷東部地区簡易水道事業の国庫補助対象残の2分の1を簡易水道事業債、過疎対策事業債として計上しております。

次に、150ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、職員の人件費、事務費が主なものとなっております。

8 節報償費は、使用料改定のための検討委員会設置の報酬、12 節手数料は口座振替 3,550 件の振替手数料、13 節は電算の保守と水道メーター検針員委託料、電算システム開発修正の委託、19 節は各種負担金や補助金、27 節は消費税を計上しております。

次に、151 ページをお願いします。

同じく 2 項 1 目施設管理費ですが、町内 10 カ所の簡易水道施設の維持管理に要する経費です。

11 節光熱水費は各施設の電気料金、12 節手数料は各施設の水質検査手数料、13 節は施設管理の委託料、15 節は給水管の敷設替えや、8 施設の修繕工事に要する経費、18 節はメーター器 345 個と軽自動車 1 台の購入費を計上しております。なお、私有地に水道管の敷設が確認されたため、15 節に敷設替えの工事費と、22 節に敷設替えに伴う補償金を計上しております。

次に、152 ページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目簡易水道整備事業費、1 目は簡易水道整備事業に要する経費が主なもので、11 節は事業に要する事務費、15 節は六郷東部地区の配水管布設工事費で、工事延長 3,550 メートル、消火栓 12 基、給水管工事費 65 戸分を計上しております。

2 款 1 項 1 目元金、2 目利子のそれぞれ 1 目 23 節と 2 目 23 節は、事業実施に伴う償還元金と償還金利子、繰替運用利子を計上しております。

3 款 1 項 1 目は予備費として 100 万円を計上しております。

以上で簡易水道の方の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） 以上で、議案第 35 号の説明が終わりました。

◎議案第 36 号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第 4、議案第 36 号 平成 24 年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第 36 号 美郷町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、特別会計の概要ですが、予算総額は昨年当初予算より4.7%ふえており、増額の主なものは、汚泥焼却施設維持管理費負担金と、流域下水道事業の建設費負担金の増加によるものです。なお、2月末の加入戸数が805件です。予算計上は事業の円滑な遂行に配慮し、必要経費を計上してございます。

初めに、161ページをお願いします。

第2表、債務負担行為についてご説明いたします。

第2表、債務負担行為ですが、下水道への加入促進を図るため、水洗便所改造資金融資利子費補助金について、期間を平成25年から平成29年度までとし、限度額を42万8,000円とするものです。

次に、162ページをお願いいたします。

第3表、地方債ですが、秋田雄物川流域下水道事業大曲処理区で予定されている幹線管渠工事や設備更新事業の町負担分について、限度額を420万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

資本費平準化債は、同じく流域下水道事業において、施設管理の円滑化を図るため起債の返還財源とするもので、限度額を2,840万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

次に、165ページをお願いいたします。

歳入から順次ご説明いたします。

1款1項1目1節受益者負担金でございます。平成20年度から平成23年度までの15人分を実績に基づき計上してございます。

2節滞納繰越分は、平成10年度から平成23年度までの滞納額の1%を計上しております。

2款1項1目下水道使用料の1節現年度分は、加入戸数805戸の前年度の使用実績により計上しております。2節滞納繰越分は滞納額の10%を予算計上してございます。

2款2項1目1節は、工事業者指定店登録手数料15件分、2節は督促手数料は存置計上としております。

3款1項1目1節は、事業実施による事業債などの償還のための一般会計からの繰入金でございます。

166ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金、5款1項1目延滞金、2目加算金、3目過料は存置計上としておりま

す。

5款2項1目は預金利子でございます。

6款1項1目町債1節の流域下水道事業債は、24年度、大曲処理区で計画している幹線管渠工事、施設整備の更新に伴う事業費の町負担分でございます。

2節資本費平準化債は既に行っている起債の償還財源とするものでございます。

続いて、167ページ、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費ですが、職員の人件費、事務費が主なものです。

12節は、納付書、通知書の郵送料と口座振替手数料、13節は電算の保守と使用メーター機器検針委託料、19節は各種負担金のほか、水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金として、既存給付分3件、新規見込み分として5件分を計上しております。また、下水道接続工事費補助金は前年度実績を踏まえ、限度額を10万円として、15件分を計上しております。27節は消費税となっております。

168ページ、169ページをお願いいたします。

1款2項1目施設管理費ですが、下水道施設の維持管理費経費が主なものです。

11節光熱水費は真空ポンプ稼働の電気料金、修繕料は真空ポンプのオーバーホールや下水の吸気管の修繕費、12節手数料は水質検査手数料とメーター器交換の手数料、13節は真空ポンプの保守管理の委託料、15節は新規公共枘設置のための工事費、18節は電子メーター200戸の購入費、19節は流域下水道維持管理のための負担金を計上しております。

1款3項1目19節は、24年度予定しております流域下水道大曲処理区で計画している環境工事などの建設事業費の負担金を計上しております。

2款1項1目23節と2目23節は、事業実施に伴う償還元金と償還金利子、繰替運用利子を計上しております。

3款1項1目予備費として50万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） 以上で、議案第36号の説明が終わりました。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第37号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) 議案第37号 美郷町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、特別会計の概要ですが、予算総額は昨年当初より13.1%ふえており、増額の主なものは、一丈木処理場の機械更新経費と事業償還金の増加によるものです。なお、2月末の加入戸数は1,341件で、事業の円滑な遂行に配慮し必要な経費を計上してございます。

初めに、180ページをお願いいたします。

第2表、地方債ですが、資本費平準化債は、施設管理の円滑化を図るための起債の償還財源とするもので、限度額を3,800万円とし、起債の方法、利率、償還方法を定めたものでございます。

次に、183ページをお願いいたします。

歳入から順次ご説明いたします。

1款1項1目分担金は、仙南地区1戸の加入分担金を計上しております。

2款1項1目1節現年度分は、前年度実績の見込みにより加入戸数1,341戸、前年度実績見込額97%で計上してございます。

2節滞納繰越分は、滞納額の見込額の15%を予算計上してございます。

2款2項1目1節督促手数料は存置としております。

3款1項1目1節は、基金利子で存置としております。

184ページをお願いいたします。

4款1項1目1節は、事業実施による事業債などの償還のための一般会計からの繰入金でございいます。

同じく2項1目1節は、農業集落排水事業の円滑な推進を図るため、施設管理の財源とするため事業基金から繰り入れるものでございます。

5款1項1目繰越金、6款1項1目延滞金、2目加算金、3目過料は存置としております。

185ページに入ります。

6款2項1目、同じく2項1目は、預金の利子を計上しております。

3項1目雑入は存置としております。

7款1項1目1節資本費平準化債は、起債の返還財源として計上してしております。

続いて、186ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費ですが、職員の人件費、使用料のお知らせ、加入促進のための事務費が主なものとなっておりますが、8節報償費は、使用料改定の検討をするための委員報酬で、2回の開催を予定しております。

12節手数料は、口座振替1,350件の振替手数料、13節はメーター検針の委託料、19節下水道接続工事費補助金は、前年度実績を踏まえ限度額10万円として5件分を計上しております。

27節は消費税となっております。

187ページです。

2項1目施設管理費ですが、町内6施設の農業集落排水施設の維持管理費経費が主なものです。

11節光熱水費は処理場の電気料金、修繕料は6施設のマンホールポンプやブロワー修繕などの修繕費、12節はメーター器80個の交換手数料や、処理場の水質検査手数料、13節は施設の汚泥処理の委託料、15節は一丈木処理施設の排水施設の交換工事、本堂施設の曝気槽攪拌装置の交換、飯詰、後三年、野荒町施設の流量調整ポンプや放流ポンプの交換工事の経費、18節は水道メーター80個の購入費を計上しております。

2款1項1目及び2目は、事業実施に伴う償還元金と償還金利子、繰替運用利子を計上しております。

188ページをお願いいたします。

3款1項1目予備費として100万円を計上してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） 以上で、議案第37号の説明が終わりました。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第38号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第38号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたします。

歳入から順次ご説明申し上げます。199ページをお開き願います。

歳入であります。歳入の主なものは保険料収入と繰入金であります。

1款1項は保険料で、広域連合の試算のもと計上したものであります。保険料総額に対しまして、特別徴収は約8割、普通徴収は約2割と見込んでおります。

2款は督促手数料であり、存置項目であります。

3款は一般会計繰入金で、徴収に要する事務経費と保険料軽減分についての繰り入れであります。

4款及び次のページの5款につきましては、すべて存置項目であります。

歳入は以上であります。

続きまして、201ページをお開き願います。歳出であります。

1款1項1目徴収費は、納付書の印刷や送付に係る費用でございます。

2款は後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、保険料や保険基盤安定繰入金などの合計を計上してございます。

3款及び4款は存置項目であります。

後期高齢者医療特別会計は以上です。

○議長（高橋 猛君） 以上で、議案第38号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時51分）